



平成22年9月1日

各 位

会 社 名 沢 井 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 澤 井 光 郎
(コード番号4555・東証第一部)
問 合 せ 先 取締役
コーポレート部門担当 尾鼻 康弘
(TEL. 06-6105-5823)

2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成22年9月1日開催の取締役会において、2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

〈本新株予約権付社債発行の背景〉

当社グループは、「なによりも患者さんのために」の企業理念のもと、我が国におけるジェネリックのリーディングカンパニーとして、患者さんや医療従事者からの期待に応え、広く社会から信頼される企業を目指し、着実に成長してまいりました。

医療費抑制策としてのジェネリック医薬品の使用促進は、平成19年6月に、平成24年度末までに数量シェアを30%以上にするという政府目標値が定められたことを受けて、これまでにさまざまな方策が講じられてまいりました。最近では、平成22年4月に「後発医薬品調剤体制加算」の見直しを含む使用促進策が実施され、これによりジェネリック医薬品市場は拡大を見せており、今後もさらなる普及が期待されております。

一方で、ジェネリック医薬品製造業界は、国内外の先発医薬品製造メーカーや他業種からの参入、合併や買収による業界再編等、メガ・コンペティションの時代を迎えております。当社は、平成22年3月期からの3ヵ年にわたる中期経営計画「M1 TRUST」において、平成26年3月期までに売上高1,000億円の達成という目標を掲げ、諸施策を着実に実施しております。そして、当社グループは、今後も、引き続き効果的な設備投資と研究開発投資を進めるとともに、将来の成長に向けて必要な戦略的投資の機会も検討してまいります。

そこで、当社グループは、この度、一層の成長に向けた設備投資、開発及び戦略的投資、並びに財務体質の強化を遂行するため、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

<調達資金の使途>

本新株予約権付社債の発行による発行手取金は、設備投資、将来の成長案件への戦略的投資及び借入金返済に充当する予定であります。

<本新株予約権付社債を発行するに当たっての狙い>

本新株予約権付社債は、時価を上回る水準に転換価額を設定することで、発行後の1株当たり利益等の希薄化を極力抑制した既存株主に配慮した資金調達手段となっております。また、本新株予約権付社債にはコール（繰上償還）条項が付されており、株価が転換価額を大きく上回っている場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対し、株式への転換を促すことができる商品設計となっております。本新株予約権付社債を発行することで、長期性資金の獲得、直接・間接金融のバランスを取ることができ、財務基盤の安定化、及び資金調達の選択肢の多様化を図ることができます。本資金調達は、今後の成長戦略に必要な手元流動性の確保に繋がり、結果として今後の成長戦略の加速と共に財務基盤の安定化に寄与するものと考えております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

記

1. 種類

当社がDeutsche Trustee Company Limited（以下「受託会社」という。）との間で2010年9月17日（予定）（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）付をもって締結する信託証書（以下「信託証書」という。）に基づき発行する2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権付社債の券面の様式及び数

(1) 券面の様式

本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

(2) 数

本新株予約権付社債券の数は27,000枚とする。但し、下記16.記載の幹事引受会社の権利の行使により本新株予約権付社債が追加発行された場合には、本新株予約権付社債券の数は最大30,000枚となる。なお、最終券面を発行するまで、本新株予約権付社債の総額を表章する包括新株予約権付社債券1枚を発行する。また、代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）を発行することがある。

3. 本社債の額面金額及び総額

(1) 各本社債の額面金額

1,000,000円。なお、上記2.(2)記載の包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額。

(2) 本社債の総額

270億円及び下記16.記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額（30億円を上限とする。）の合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額。

4. 本社債の利率

本社債に利息は付さない。但し、下記7.(4)に従い遅延利息が支払われることがある。

5. 本社債の払込金額

本社債の額面金額の100%

6. 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%

7. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

2015年9月17日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(2) 繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還

2013年9月17日以降2015年9月3日までの間、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）が、20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額（以下に定義する。遡及的調整がある場合はこれを考慮する。）の130%以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して当該20連続取引日の末日から30日以内に、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

(ハ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記14.(1)記載の特約に基づく追加額の支払義務を負うこと及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる追加額の支払義務を回避し得ないことを受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ90日前の日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債の所持人は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債の所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記14.(1)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記14.(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

(ニ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が発生した場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上前に通知した上で（かかる通知は、当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日以降実務上可及的速やかに行うものとする。）、当該通知において指定した償還日（かかる償

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。かかる償還金額のうち本社債の額面金額の100%を超える部分(もしあれば)は、専ら、(かかる場合には一定の価値を有する)本新株予約権が、下記13(6)の記載に従い、償還日の3営業日前に行使できなくなることを理由として支払われるものである。

上記償還に適用される償還金額は、下記13.(5)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のバリエーションに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、下記13.(5)記載の転換価額の決定までに確定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (i) 当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)
 - (ii) 資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)
 - (iii) 会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)
 - (iv) 株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)
 - (v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の者に引き受けられることとなるもの
- (ホ) 上場廃止等による繰上償還

金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、公開買付者が、当該公開買付けの結果、当社普通株式の上場が廃止されるだけの数の当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けの公開買付届出書又はその変更届出書に明記された最初の決済日から14日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ニ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ホ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が、(i)東京証券取引所による上場廃止の決定日と、(ii)当該公開買付けの公開買付届出書又はその変更届出書に明記された最初の決済日から180日後のうちいずれか早い日

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

までに生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、上記のいずれか早い日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

(ハ) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ニ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。）で繰上償還するものとする。

(ト) 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、(i)2013年9月17日、及び、(ii)組織再編等の効力発生日の東京における5営業日前に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記繰上償還日に先立つ20日以上前にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還請求書とともに新株予約権行使受付代理人に預託することを要するものとする。

(フ) 組織再編等と繰上償還条項の優先順位

- (i) 当社が上記(イ)ないし(ハ)に基づき本社債全てを繰上償還する旨の通知を行った場合、上記(ト)に基づく本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還の通知に優先する（当社が上記(イ)ないし(ハ)に基づく通知を行った時間的前後を問わない）。本新株予約権付社債の所持人が上記(ト)に従い繰上償還の通知を行った後、当社が上記(イ)ないし(ハ)に従い本社債を繰上償還する旨の通知を行った場合、当該本新株予約権付社債券は本新株予約権付社債の要項に定める支払いのために提出されたものとみなす。
- (ii) 本新株予約権付社債の所持人が上記(ト)に従い繰上償還の通知を行った場合、当該通知による繰上償還請求は、下記 13.(11)に従い、承継会社等（下記 13.(11)に定義する。）をして本新株予約権付社債及び信託証書の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させる当社の義務に優先するものとする。
- (iii) 組織再編等が発生した場合、受託会社及び本新株予約権付社債の所持人はいずれも、①下記 13.(11)に従い、承継会社等（下記 13.(11)に定義する。）をして本新株予約権付社債及び信託証書の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるか、又は②上記(ニ)の記載に基づき繰上償還をするか（この場合、下記 13.(11)記載の義務は適用がないものとする。）について、当社に指示する権利又は権限を

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

有しない。かかる決定は当社のみが行うものとする。

(3) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は消却のため当社に引渡すことができる。

(4) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する契約違反、当社又はその主要子会社についての元本5億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量により、又は残存する本社債の額面総額の25%以上の所持人の書面による要求又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の100%に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記9.記載の主支払代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって引用される、債務不履行の日の午前11時現在の3ヶ月円預金に係るオフアード・レートと等しいものとして、当該主支払代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(5) 償還場所

下記9.記載の支払代理人の所定の営業所において支払う。

8. 本社債の利息支払の方法及び期限

該当なし。

9. 本社債の支払代理人

Deutsche Bank AG, London Branchを主支払代理人とする。

10. 本社債の担保又は保証

本社債は担保又は保証を付さないで発行される。

11. 払込期日及び発行日

2010年9月17日

12. 発行場所

連合王国ロンドン市

13. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

の総額を下記(5)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する本新株予約権の総数

27,000個及び下記16.記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数(3,000個を上限とする。)並びに代替新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数の合計数

各本社債(額面1,000,000円)に付する本新株予約権の数は1個とする。

(3) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 本新株予約権の割当日

2010年9月17日

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記16.記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日(以下「条件決定日」という。)における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.08を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array}}{\text{時}} \times \frac{\begin{array}{r} \text{1株あたりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{価}}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行・処分株式数} \end{array}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)、併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払い、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(6) 本新株予約権を行使することができる期間

2010年10月1日から2015年9月3日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、(i)上記7.(2)(イ)ないし(ハ)記載の繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、上記7.(2)(イ)記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii)上記7.(2)(ト)記載の繰上償還の場合には、上記7.(2)(ト)に従い、償還請求書が主支払代理人の所定の事務所に提出された時まで、(iii)上記7.(3)記載の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また(iv)上記7.(4)記載の期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、(x)2015年9月4日以降、及び(y)当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（以下「株式取得日」という。）

（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下「その他の株主確定日」という。）の東京における2営業日前の日から当該基準日又は当該その他の株主確定日（基準日又はその他の株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における3営業日前から当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。当社が定款で定める日以外の日を基準日又はその他の株主確定日として設定する場合、当社は当該基準日又はその他の株主確定日の東京における5営業日前までに受託会社及び本新株予約権付社債の所持人に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の取得事由は定めない。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 本新株予約権の行使の効力

下記18.(1)記載の新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

が預託され、その他行使請求に必要な条件が満足された日（以下「預託日」という。）の23時59分に本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻に相当する日本における翌日に発生する。

(11) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において承認された場合には、当社は、当該組織再編等の効力発生日までに本社債の全てが償還されていない限り、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項及び信託証書に従って、本新株予約権付社債及び信託証書の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

かかる承継及び交付は、当該組織再編等の効力発生日に（承継会社等が新たに設立される場合には、実務上可能な限り速やかに、但し、当該組織再編等の効力発生日から14日以内の日に）有効となるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(5)(イ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)に記載する承継が行われた日のいずれか遅い方の日から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件等
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

14. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加額を支払う。

(2) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、外債（以下に定義する。）について、(i)当該外債に関する支払、(ii)当該外債の保証に基づく支払、又は(iii)当該外債に関する補償その他これに類する他の債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産、資産又は収入の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存在させないものとする。但し、(a)本社債について、受託会社の満足する内容で、かかる外債、保証、補償若しくはこれらに類

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

するその他の債務に係る上記担保と同順位の担保を提供し、又は(b)受託会社が、その完全な裁量において、本新株予約権付社債の所持人にとって著しく不利益ではないと判断し、若しくは、本新株予約権付社債の社債権者集会特別決議において承認された、その他の担保若しくは保証を本社債にも提供する場合はこの限りでない。

本項において、「外債」とは、ある者が発行するボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券のうち期間1年超のもので、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てでその元本総額の50%超が当社により若しくは当社の承認を得て当初日本国外で募集されるもので、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場又はこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され、日常的に取引され又はこれらが予定されているものをいう。

15. 準拠法

英国法

16. 募集地域及び方法

Deutsche Bank AG, London Branch（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日（上記13.(5)(甲)に定義する。）の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2010年9月7日までの間、本社債の額面金額合計額30億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

17. 上場

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

18. 新株予約権行使受付代理人及びカスタディアン

(1) 新株予約権行使受付代理人

Deutsche Bank AG, London Branch

(2) カストディアン

Deutsche Bank AG, London Branch

19. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、当社代表取締役又は代理人による未決定事項の決定並びに日本及びその他関係諸国における各種の法令に基づく届出、許認可の取得を条件とする。

20. 当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債による発行手取金（幹事引受会社による追加買取権行使分を含む。）につきましては、平成24年3月期までに着手を予定している当社グループの研究及び生産設備の新設及び改修に13,000百万円（うち5,000百万円を平成23年3月期中、8,000百万円を平成24年3月期中に支出予定）、平成23年3月期以降、新たな分野への進出のための研究開発及び他社との業務提携や資本提携等、将来の成長案件に係る戦略的投資等に10,000百万円をそれぞれ充当し、残額の6,940百万円については、財務体質の強化を図るため、平成23年3月期に返済期限の到来する借入金の返済に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債の発行による平成23年3月期の連結業績予想（平成22年5月13日発表）の変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分に関する方針は、今後の事業展開に備えて内部留保の充実を図るとともに、毎期の連結業績、配当性向等を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本としておりますが、配当性向30%を目処としたいと考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資等新たな成長につながる投資に充当してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等（連結）

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
1株当たり当期純利益	110.73円	155.32円	317.32円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	55.00円 (30.00)	55.00円 (30.00)	70.00円 (30.00)
実績配当性向	49.7%	35.4%	22.1%
自己資本利益率	4.55%	6.20%	11.82%
株主資本配当率	2.3%	2.2%	2.6%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり配当金を1株当たり当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（期首の自己資本と期末の自己資本の平均）で除した数値であります。なお、算定に用いた自己資本は少数株主持分及び新株予約権を含まないものといたします。
3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を自己資本（期首の自己資本と期末の自己資本の平均）で除した数値であります。なお、なお、算定に用いた自己資本は少数株主持分及び新株予約権を含まないものといたします。
4. 1株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定なため、算出しておりません。決定次第お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	4,780円	4,900円	4,600円	6,110円
高 値	5,240円	5,020円	6,450円	9,100円
安 値	2,940円	3,210円	4,400円	5,980円
終 値	4,840円	4,580円	6,100円	8,610円
株 価 収 益 率	48.68倍	36.34倍	21.59倍	—

- (注) 1. 平成23年3月期の株価については、平成22年8月31日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

(4) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、発行済み新株予約権の行使による当社普通株式の発行、当社及び当社子会社の取締役及び従業員等向けのストックオプション等の付与、その他適用法令上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。